

議案第 78 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 1 日

三朝町長 吉 田 秀 光

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 財産の内容 | 土地 |
| | | 地目 宅地 |
| | | 所在 東伯郡三朝町大字横手字道ノ下 37 番 1 外 4 筆 |
| | | 面積 5,077.72 平方メートル |
| 2 | 相手方 | 東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2 |
| | | 三朝町土地開発公社 |
| | | 理事長 森脇光洋 |
| 3 | 取得価格 | 115,358,730 円 |
| 4 | 取得の目的 | 保育所用地 |